

図書館員の倫理

「図書館員の倫理綱領」というものをご存知でしょうか。よくご存知の方も、中には初耳という方もいらっしゃるかと思います。これは日本図書館協会において採択されたもので、図書館員の規範を表しています。

今回はこの綱領を中心に、図書室担当者の倫理について取り上げてみました。利用者は専門職である図書館員に何を求めているのか、図書館員は利用者に対して何ができるのか、日常業務で判断に迷ったときの指針として、頭の片隅にとどめておいてください。

図書館員の倫理綱領

「図書館員の倫理綱領」は、図書館の理念を担い手である図書館員の側から表現したものです。これは、図書館の理念を表すものとして1979年に日本図書館協会において改訂された「図書館の自由に関する宣言」と対になる形で、翌年の1980年に採択されました。

この綱領は、前文と12カ条の本文からなり、その本文は主文と副文から構成されています。今回はその中から特に、図書館員個人に関係の深い第2項から第6項までをご紹介します。もし機会がありましたら、全文に目を通してみてください。

利用者に対する責任

第2 図書館員は利用者を差別しない。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

この項では、利用者への平等なサービスの提供とプライバシーの保護について述べられています。

相互貸借では時として、全員に平等なサービスを提供することと、至急の依頼に対応するこ

との両立が求められます。人的、時間的な制限のある中で、どの作業を優先させ、なおかつ一定のサービスを保持し、どれだけ利用者に満足してもらえる結果を出せるかが担当者の腕の見せ所でしょう。

また病院では特に、患者さんのプライバシーには注意しますが、職員間でのプライバシー保護に関してはおろそかになりがちです。図書館員には、利用者の個人情報に不注意に漏らすことがないように気をつける責任があるということを心にとめておいてください。

資料に関する責任

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

この項では、専門性に基づく資料の収集・提供と、そのための資料を知る責任について述べられています。

病院図書室で資料を有効に活用するためには、まず院内で所蔵している資料についてよく知ることが大切です。そして次に、相互貸借などのさまざまな手段を用いて院外の資料を入手するために、院外の資料についての知識も積極的に入手しておく必要があります。

現在では、以前のような紙媒体による資料だけでなく、CD-ROM や電子ジャーナルのような電子媒体の資料や、インターネット上の情報源も含めた“情報”そのものが図書館の資料としてとらえられるようになってきました。例えば、以前は相互貸借により入手していた雑誌の投稿規定なども、現在ではインターネット上でほとんど入手できるようになりました。いざと

いうとき、早くと確に必要な資料を提供できるように、日頃から資料に慣れ親しんでおくこと、そしてあらかじめさまざまな入手ルートについて熟知しておくことが大切です。

また図書館員には、資料と利用者を結びつける役目があるとされています。図書館の機械化が進む中で、図書館員だからこそできるサービスとは何でしょうか。利用者にとって本当に必要な資料とは何かを判断し、提供するためには利用者とのコミュニケーションが不可欠です。日頃から、図書館の資料だけでなく、図書館の利用者についてもよく知ろうとする心がけを忘れないようにしましょう。

研修につとめる責任

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

この項では、図書館員の自己研修と、制度としての研修の確立について述べられています。

情報の移り変わりの早い病院図書室では特

に、継続的な研修が不可欠です。そして図書室担当者には、自ら研修につとめる責任があるとともに、研修を受けることのできる環境を整えていく責任もあるということです。

相互貸借においても、FAX と郵便のやり取りだけでは学べないことがたくさんあります。最低でも年に一度は研修会に参加し、担当者同士で顔を合わせる大切なのではないでしょうか。

参考文献

- 1) 塩見昇. UNIT 15 図書館員の倫理綱領. 塩見昇編著. 図書館概論 (JLA図書館情報学テキストシリーズ・1). 三訂版. 東京: 日本図書館協会; 2001. p. 80-83.
- 2) 日本図書館協会. [引用 2002-02-01]. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/>

(文責: 春日井泉江/豊橋市民病院)